

寡婦(夫)控除とは、夫(妻)と死別もしくは離婚してから結婚をしていない人、または夫(妻)の生死が明らかでない一定の人が受けられる控除です。

控除額 一般寡婦 26万円
 特別寡婦 30万円
 寡夫 26万円

適用要件は表のとおりです

	前年中の合計所得金額	一般寡婦		特別寡婦		寡夫	
		離婚	死別	離婚	死別	離婚	死別
扶養親族あり	500万円以下	○	○	●	●	▲	▲
	500万円超	○	○	×	×	×	×
扶養親族なし	500万円以下	▲	○	×	×	▲	▲
	500万円超	▲	▲	×	×	×	×

○・・・対象となる

●・・・子を扶養親族としていれば対象となる

▲・・・生計を一にする子がいれば対象となる(総所得金額等が38万円以下で他の者の扶養でない子)

×・・・対象とならない